

令和4年度 JA共済小・中学生交通安全ポスター конкурсе в Гифу. Работа ученицы 2 класса из города Гифу, Сакураяма.



令和5年 春の全国交通安全運動

実施期間 令和5年5月11日木～5月20日土

交通事故死ゼロを目指す日 5月20日土

運動
重点

- こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

推進項目 ① 歩行者の交通ルール遵守の徹底

横断歩道を渡るときは運転者に意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

幼児・児童の飛び出しによる交通事故を防ぐため、保護者や教育関係者からも交通安全教育を推進しましょう。



推進項目 ② 歩行者の安全確保

通学路や、子どもが日常的によく利用する道路などで見守り活動を推進しましょう。

子どもや障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け・誘導するなどして、安全に横断できるようにしましょう。

運動の重点 2

横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上



推進項目 ① 運転者の歩行者への保護意識の向上

歩行者や他の車両に「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

確認!

運転者には、歩行者がいないことが明らかな場合を除き、横断歩道の手前で停止できる速度で進行する義務があります。横断中の歩行者などがいる場合は、一時停止しなければいけません。

推進項目 ② 飲酒運転の根絶

飲食店などでは、運転者への酒類提供をなくし、ハンドルキーパー運動を促進しましょう。

地域や職場では、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」環境を作りましょう。



推進項目 ③ 妨害運転等の防止

様々な機会に、悪質・危険な妨害運転(あおり運転)の防止について広報しましょう。

ドライブレコーダーを取り付け「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

推進項目④ 二輪車運転者等に対する広報啓発

ヘルメットとプロテクターの着用で、万が一の交通事故の被害軽減を図りましょう。

電動キックボードの運転には運転免許が必要です。

推進項目⑤ 高齢運転者の交通事故防止

加齢などに伴う身体の変化が運転に及ぼす影響を理解し、安全に運転しましょう。

安全運転サポート車の利用や、運転免許証の自主返納制度を活用しましょう。



推進項目⑥ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用で、

万が一の交通事故の被害軽減を図りましょう。

高速乗合バスや貸切バスなどの事業者は、全ての座席のシートベルト着用を呼びかけましょう。



電動キックボード(現行)

道路交通法では、原動機付自転車に該当します。

ヘルメットの着用義務や原動機付自転車としての通行方法に従う必要があります。

7月から

特定小型原動機付自転車(改正道路交通法)

運転免許不要(16歳未満は運転禁止)やヘルメットの着用が努力義務となります。

一定の要件を満たせば、歩道を通行することができます。

※万が一の交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。

トピックス

ヘルメットの着用



改正道路交通法

岐阜県自転車条例

年齢問わず

全ての自転車利用者に
ヘルメットの着用努力義務

運動の重点 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

推進項目 ① 自転車のヘルメット着用と改定「自転車安全利用五則」の周知

令和5年4月1日から、改正道路交通法により、
自転車を利用する全ての方のヘルメットの着用が努力義務になりました。
自転車を安全に利用するための「自転車安全利用五則」も改定されています。

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯

- 4 飲酒運転は禁止

- 5 ヘルメットを着用



推進項目 ② 自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は、原則として車道通行、車道は左側通行です。
歩道では、指定された部分がある場合はその部分を、
指定されていない場合は車道寄りを徐行し、
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止が必要です。



推進項目 ③ 自転車利用者等の安全確保

夕暮れ時以降は早めのライト点灯により、自転車の視認性を向上させましょう。
自転車の両側面に反射器材を備え、自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
自転車事故被害者救済のため、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、
県内にお住まいの交通遺児の方々に激励金を支給しています。

趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、

岐阜県環境生活部県民生活課(Tel058-272-8205)までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(令和4年度中：順不同、敬称略)

YuYu俱楽部／Dream Power 実行委員会／(特非)ぎふ長良川走ろう会／

(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会／脇若 保雄／岐阜県民共済生活共同組合／

中濃消防組合交通安全青年部会／全国共済農業共同組合連合会岐阜県本部／光徳寺／田中 英次／

(一社)岐阜県自動車会議所／その他匿名3名